

## 刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 一 刑法の一部改正に関する修正

- 1 拘禁刑及び拘留について、これらに処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとする規定を削除すること。

(第十二条第三項及び第十六条第二項関係)

- 2 侮辱の罪の法定刑を引き上げる改正を行わないこと。

(第二百三十一条関係)

### 二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に関する修正

- 1 作業を怠った場合に懲罰を科されることがないように、遵守事項として定める事項のうち、正当な理由なく作業を怠ってはならないことを削ること。  
(第七十四条第二項第九号関係)

- 2 刑事施設の長は、受刑者が希望するときは、原則として、その受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる作業を行う機会を与えるものとする。 (第九十三条関係)

### 三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。